暴力行為のない学校づくりを目指して

令和7年2月 福島県教育委員会

1 はじめに

令和6年10月に公表された令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査によると、本県の暴力行為の発生件数は令和4年度に続いて増加しています。この暴力行為の状況を確認すると、軽微な暴力行為であっても見逃さず、重大事態に至る前に積極的に認知し、対応していることがわかりました。一方で、同じ学校で繰り返し暴力行為が発生しているケース、同じ児童生徒が複数回にわたって暴力行為に及んでいるケースも多く、発達段階に応じた適切な指導や援助が求められています。

児童生徒が安心して学べる環境を確保するために、全教職員の共通理解に基づき、未然防止や早期発見・早期対応、課題解決に取り組む、生徒指導体制の一層の充実が必要です。

2 暴力行為の定義

自校の児童生徒が<u>故意に有形力(目に</u> <u>見える物理的な力)を加える行為</u>であり、 暴力の対象により次の四つの形態に分類されます。

対教師暴力

生徒間暴力

対人暴力

器物損壊

(児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査)

3 校内指導体制の課題

文部科学省が設置した「暴力行為のない 学校づくり研究会」の報告書では、規律が 保てなくなっている学校の状態を検証する と次のような課題があるとしています。

- 児童生徒理解の不足
- 指導方針に対する共通理解・認識の不足
- 個人の力量に頼る指導
- 生徒指導重点目標及び指導基準の不明確さ

4 指導に当たっての基本的な考え方

学校の秩序を乱し、他の児童生徒の学習を妨げる暴力行為に対しては、児童生徒が安心して 学べる環境を確保するため、適切な指導、措置を行うことが必要です。教職員は、暴力行為の 背後にある要因を踏まえた上で、<u>内面に迫る指導</u>を進め、関係機関等との連携の下、解決に取 り組みます。特に、暴力行為が発生した場合には、教育的配慮を根底に置きつつ、<u>毅然とした</u> <u>姿勢で指導</u>に臨み、すべての児童生徒が充実した有意義な学校生活を過ごせるようにすること が重要です。

教職員には、<u>児童生徒の自己指導能力を育て、児童生徒が自らの行為を反省し、同様な行為をくり返さない視点に立った働きかけ</u>が求められます。

く校内指導体制づくりのポイント>

- 〇 組織的な生徒指導の推進
- 生徒指導の目標・方針の明確化
- 関係機関等と双方向に連携する開かれた学校づくり
- 生徒指導体制及び教育相談体制の見直しと適切な評価、改善

目指す児童生徒像

教職員の連携・協働体制の充実

教職員の共通理解と共通実践

関係機関等との 連携



暴力行為発生時の対応方針を明確にしておきましょう

問題行動の発生

同じ階の教員はすぐに現場に駆け付け複数で対応

(ボ) 速やかに対応するため、 方針の共通理解を図り、 役割を明確にしましょう 児童生徒の安全を確保しつつ管理職に報告し指示を仰ぐ 既存の生徒指導部で対応する

➡ プロジェクトチームを発足させて対応する

《保護者や関係機関への連絡・相談もスピーディーに行いましょう。保護者への説明の際には、「共に育てる姿勢」「誠意ある対応・発言」「親の努力への理解」「不安感の排除」「なれ合いと迎合の回避」に気をつけましょう。

5 暴力行為に関する生徒指導の重層的支援構造

特定の児童生徒 暴力行為が発生した場合の対応(緊急対応、 困難課題対応的 被害児童生徒等のケア・支援、暴力行為に 膏膏 及んだ児童生徒への指導、関係機関等との 生徒指導 即応的 連携強化等) 継続的 暴力行為の前兆のある児童生徒に関する早 (リアクティブ) 課題早期発見対応 期発見と早期対応(アセスメントとチーム 対応等) 課題予防的生徒指導 児童生徒への暴力防止、非行防止、薬物乱 課題未然防止教育 用防止等をテーマとする教育 常態的 先行的 (プロアクティブ) 児童生徒が「他者を思いやり、傷つけない 人」に育つことを意識した、校内の雰囲気 発達支持的生徒指導 づくりや道徳教育、人権教育、法教育等の 教育、及び日常の働きかけ 低 すべての児童生徒

【暴力行為の防止につながる発達支持的生徒指導】

○ 安全・安心でお互いを尊重し合う校内の雰囲気づくり



暴力行為を許容しない雰囲気づくりが重要です。 児童生徒が豊かなコミュニケーションを通じてお互いを理解し、尊重し合える温かな学校の雰囲気づくり に努めていくことが大切です。

警察等の関係機関と連携した対応をためらわないことを学校の方針として明確にし、家庭や地域と共有します。その際、指導の方針が、児童生徒を排除するためのものではなく、安全で安心な学びの場を確保するためであることを丁寧に説明することが重要です。



〇 暴力行為をしない人に育つことを意識した働きかけ



暴力行為は、暴力を受けた人の人権を著しく侵害する行為であり、決して許されるものではないという共通認識の下で、児童生徒の対応に当たる必要があります。

児童生徒が暴力行為をしない人に育つ上で重要なのは、人への思いやり、助け合いの心、コミュニケーションの力を育む教育や日頃の働きかけです。道徳教育、人権教育、法教育、情報モラル教育などや、コミュニケーションカの向上につながる日々の挨拶、声かけ、対話などを充実させましょう。



非行名 (罰則)

【暴力行為の未然防止教育】

○ 道徳科や特別活動などの時間と関連を図り、暴力や非行をテーマとした授業や外部講師を招いた暴力防止や非行防止に関する講話の実施



暴力行為や刃物携帯行為を軽く考えて、「こんなことになるとは思わなかった。」と後悔しないよう、自分の行動がどのような結果につながるのかを伝えておく必要があります。右の表を参考に指導しましょう。

		· ·
	暴力をふるってケガをさ せた。	傷害罪(刑法第204条)
	暴力をふるったが、相手 はケガをしなかった。	暴行罪(刑法第208条)
	暴力によって物を壊した。	器物損壊罪(刑法第261条)
]	刃物を携帯した。	銃砲刀剣類所持等取締法(第 22条)違反 軽犯罪法(第1条2号)違反

行 為



暴力を受けた人は、身体の痛みとともに、恐怖感、 屈辱感、絶望感、無力感など様々な感情を抱きます。 それらの感情は生涯にわたって、その人を苦しめ続け ることもあります。様々な機会を捉えて、未然防止教 育に取り組みましょう。



※ 道徳教育、人権教育、法教育、非行防止教育、薬物乱用防止教育などは、教職員が行うほか、警察署・少年サポートセンターの職員、法務省の機関である法務局・検察庁・少年鑑別所(法務少年支援センター)・少年院・保護観察所の職員、弁護士、民間ボランティアである保護司・人権擁護委員などを外部講師として招いて行うことも考えられます。

また、情報モラル教育、ストレスマネジメント教育、怒りの対処法などについては、それを得意とするNPO 団体のメンバー、外部の医師やスクールカウンセラーなどに依頼することも考えられます。

【暴力行為の前兆行動の早期発見・早期対応】

学校、学級全体の雰囲気の観察や児童生徒のアセスメント



児童生徒は心身の発達途上にあり、心と身体の変化 を経験します。このほかにも、身近な家族の問題を抱 えたり、友人関係の変化によってトラブルを抱えたり することで、不安やストレスが生じ、精神的に不安定 な状態になることがあります。



右のようなサインを日頃からありがちなこととして 見過ごすことなく、精神的な不安定さが起因している 可能性を踏まえた上で、本人の状態をよく観察し、慎 重に判断して適切な対応を図る必要があります。

児童生徒が精神的に不安定であるときに発するサイン 【心のサイン】

- 落ち着きがない
 - ・ 不機嫌でイライラしている

など

- 投げやりになる
- 興奮しやすい 神経過敏になる
- 【行動のサイン】 欠席、遅刻、早退、授業を抜け出す
- 急に成績が落ちる ・ 集中力がなくなる 宿題をしてこない 忘れ物が増える
- 服装や髪型が乱れる・ きまりや約束を守らない
- 帰宅時間が遅れる ・ 友人関係の変化
- 周囲から孤立する ・ 自暴自棄な行動をする
- 無視する、反抗する・ 教員に対して嘘をつく 神経症的習癖が見られる(チックなど)
- 頭痛、腹痛、発熱、下痢、不眠、吐き気を訴える



粗暴な言動、相手を殴るような素振りや壊れない程 度に物を蹴るというような暴力行為の前兆行動を早期 に発見し対応することが重要です。発達面のほか、学 習面、進路面、健康面、心理面、社会面(交友面)、 家庭面など多角的なアセスメントを充実させましょう。



児童生徒から話を聞く場合は、先入観や偏見を持た ずに真摯に聴こうとする態度が大切です。この態度が、 児童生徒の気持ちを落ち着かせ、粗暴な言動としてし か表すことができなかったSOSの表現を適切な仕方へ と転換できるようになる場合があります。

次のような様々な側面からアセスメントを試みましょう。 学習面の遅れや進路の悩みが本人のストレスや自棄的

- な感情につながっていないか 自己中心的な偏った考え方に陥っていないか
- 学校や地域における交友関係のトラブルやいじめなど の問題はないか
- 家庭における大きなストレスや被虐待の問題はないか
- 発達障害等の障害を背景とした二次的な問題が起こっ ていないか
- 飲酒や薬物乱用などの問題が見られないか



【暴力行為が発生した場合の対応】

暴力行為が発生した場合の緊急対応



まず、暴力行為を受けた児童生徒等の手当と周囲の 児童生徒等の安全確認を行います。

暴力行為に及んだ児童生徒が興奮していて、他の児 童生徒等にさらに危害を加えそうな場合には、他の児 童生徒等を安全な場所へ避難させましょう。

> たとえ緊急対応を要しない場合であっても、暴力行 為が認められた場合には、早急に管理職に報告し、対 応について指示を仰ぐ必要があります。緊急の対応に は複数の教員が協力し合う必要があるため、方針の共 通理解と教員の役割を明確にしておきましょう。





次の点について点検してみましょう。

- □ 教職員が早期対応の重要性を認識しているか
- □ 管理職への報告・連絡・相談のシステムが機能しているか
- □ 情報交換や分析が必要に応じて行われ、情報の共有化や指導方針の確認が行われているか
- □ 教職員間で意思疎通が図られ、担任が一人で抱え込まない体制が整っているか

【被害を受けた児童生徒等のケアと回復支援】

暴力行為の被害を受けた児童生徒等は、身体の痛み だけではなく、心の痛みを抱えることになります。そ の痛みが癒されるためには、適切な治療、家族や友人、 教職員の支え、暴力行為に及んだ児童生徒の心からの 反省と謝罪、時間の経過などが必要です。

外科的な治療だけでなく、精神面のケアが必要と思 われる児童生徒については、スクールカウンセラーが 対応するほか、保護者とも相談の上、子供の発達や心 理に詳しい医療機関につなぐことが考えられます。

被害を受けた児童生徒等が平穏な生活を送れるよう、 学校は関係機関等と連携して可能な限り環境を整え、 チーム学校として対応する必要があります。

【暴力行為に及んだ児童生徒への指導】

暴力行為に及んだ児童生徒が学校教育や社会から排 除されて孤独・孤立に陥れば、立ち直るきっかけをつ かめず、更なる暴力行為に及んでしまう可能性もあり ます。関係機関等と連携しながら支援チームを組織し 学校内外の知恵も集め、力を合わせて指導・援助を行 いましょう。

暴力行為に及んだ児童生徒のアセスメントでは、問 題や弱みだけでなく、立ち直りに活用できる資源や児 童生徒の強みも視野に入れることが大切です。

児童生徒が、再び暴力行為に及ぶことのないよう反 省・謝罪して立ち直り、成長することは、本人の福祉 とともに、学校や社会の安全・安心へとつながります。



6 暴力行為が発生する学校を落ち着いた学習環境に改善するために

【学校の全教職員が問題を受けとめ、総合力を発揮して対応する】

暴力行為が発生する学校がまず何よりも取り組まなければならないことは、<u>「社会で許されない行為は、学校でも許されない」との一致した指導方針の下、学校全体の毅然とした姿勢を確立</u>することです。生徒指導主事や学年主任、担任等の一部の教職員に頼りすぎたり、任せきりにしたりせず、<u>全教職員が暴力行為を受け止め、指導の際には複数の教職員が当たることが</u>大切です。

暴力行為などが発生した場合の<u>指導マニュアルを作成</u>するなど、全教職員の共通理解を図り、 総合力を発揮して対応することは問題を先送りにしないことにもつながります。

【多面的な課題に対応できる校内指導体制を確立する】

暴力行為の背景には、児童生徒の家庭環境に起因する問題や児童生徒の生育歴、発達上の課題、教員の指導力、校内指導体制に起因する課題など様々なものがあります。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察のスクールサポーターなどの<u>専門家との連携によって適切な指導を進めていけるよう、多面的な校内指導体制を確立</u>することが求められます。児童生徒の状況によっては、保護者の協力を得て、校内の秩序を回復するために校内巡視を行うなど、学校と保護者が連携して対応することも考えられます。

【基本的な生活習慣・学習習慣の定着を図る指導を徹底する】

児童生徒の学校生活が充実するためには、「遅刻をしない」「挨拶をする」「人の話を静かに聞く」「チャイムが鳴ったときには着席している」「不要物は学校に持って来ない」「忘れ物をなくす」「清掃活動等にしっかりと取り組む」などの基本的な生活習慣や学習習慣の指導を徹底する必要があります。当初は教員が率先垂範の姿勢で臨み、徐々に学級や児童会・生徒会活動において児童生徒の問題意識を高めて自発的、自治的な活動を促すことも大切です。

「学校生活の手引き」などを配布し、学級活動や道徳科の授業で「きまり」や「ルール」を 取り上げ、内面的な指導の充実を図ることも重要です。

【教員の指導力向上と道徳科を含む教科指導及び学級経営の充実】

暴力行為が落ち着き、その学習環境を維持するためには、分かる授業が展開されるとともに、学級における児童生徒の人間関係がより豊かなものでなければなりません。例えば、県内の暴力行為の発生件数が減少した学校では、専科の教員を活用したり、習熟度別学習に取り組んだりすることで分かる授業に取り組み、児童生徒一人一人の力を信じて引き出す支援を充実させている学校もあります。

また、学級経営に関する指導力を高めるためには、<u>「児童生徒一人一人の個性を的確に理解するための児童生徒理解」や「対人関係調整能力を育むための指導の在り方」などについて研修を深める</u>必要があります。特に、児童生徒の豊かな人間関係を育むためには、<u>学校全体における道徳教育を充実</u>させるとともに、その要となる道徳科の指導の在り方について研修を深めることが大切です。

I y tel

ある日、日直の仕事で各教室を確認していたら、先輩の先生が机を丁寧に並べていた。

わたしは、「お疲れ様です。」と声をかけ、次の教室に移動しようとしたのだが、ふと「どう して机を並べているのですか?」と尋ねてみることにした。

その先生は、日直のわたしを労いながら、次のように説明してくださった。

「退勤する前に、自分が担当しているクラスに行き、その日の子どもの様子を思い出しながら、 机を並べるようにしているんです。」

「全員をゆっくり思い出す時間はないんですけど、『あなたの居場所はここにあるよ』という 思いを込めて、机と椅子をきれいに並べることで、次の日に教室へ来た子どもが少しでも気持ち よく学校生活が送れればいいなって思うんです。」

「また、掲示物も確認し、破れていたり、画鋲が取れて斜めになっていたりするときは、『みんなの作品は大切にされているよ』という思いを込めながら直すようにしています。」

「きっと子どもたちは、私がこんなことをしているなんて卒業しても気付かないでしょうね。 でも、子どもの学ぶ環境を整えるということもわたしの大切な仕事だと思っているんですよ。」

「わたしが教員になったばかりのころ、校長先生に『人は環境を吸って育つ』

と教えていただきました。それから出張の日以外はずっと続けているんです。」

その日から、わたしも机を並べ、掲示物を直すようにした。 机を並べているときに、後輩の先生が日直で来たときは、先 輩から教えてもらったように伝えている。



【参考】

生徒指導提要 改訂版 (令和 4 年12月 文部科学省)

 $https://www.\,mext.\,go.\,jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1404008_00001.\,htm$

暴力行為のない学校づくりについて 報告書 (平成23年7月 暴力行為のない学校づくり研修会)

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/079/houkou/1310369.htm